

被災代替家屋に係る特例の概要、申告に必要な添付書類について

平成30年7月豪雨災害により滅失又は損壊した家屋の所有者が、平成30年7月6日から平成35年3月31日までの間に被災家屋に代わる家屋を被災区域（平成30年7月豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された区域をいい、岡山市全域が対象）内で取得又は改築（一度家屋の効用を果たさなくなるような大規模な改築で、再評価の対象となるものに限る）した場合、当該代替家屋に課する固定資産税及び都市計画税について、被災家屋の床面積相当分を対象に、取得後4年度分に限り2分の1に減額します。なお新築住宅軽減等の軽減措置がある場合は、軽減措置適用後の税額をさらに2分の1に減額します。代替家屋は、新築でも中古住宅の購入でもかまいません。

特例の対象となるのは次の方です。

- ① 被災家屋の所有者
 - ※ 平成30年7月6日現在の所有者をいい、災害後新たに取得した場合は対象外。
- ② ①の方に相続があった場合、その相続人
- ③ ①の方と同居する三親等内の親族
- ④ ①が法人の場合の合併法人又は分割継承法人

申告に必要な添付書類について（すべて写しでかまいません）

- ① 被災家屋所在市町村が発行した罹災証明書
- ② 被災年度分の評価証明又は納税通知書の明細等
 - ※ 被災家屋の内容がわかるもの。共有名義の場合、持分がわかるもの。
 - ※ 被災地が岡山市の場合は添付不要。
 - ※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合、所在を確認できる書類が別途必要。
- ③ 戸籍謄本（上記対象者のうち、②又は③の方の場合）
- ④ 住民票（上記対象者のうち、③の方の場合）
- ⑤ 法人の登記簿謄本（上記対象者のうち、④の方の場合）

必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合や、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

<問い合わせ先>

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ◆ 岡山市北区市税事務所 資産税家屋係 | (086)803-1179・1180 |
| ◆ 岡山市中区市税事務所 資産税家屋係 | (086)901-1611 |
| ◆ 岡山市東区市税事務所 資産税家屋係 | (086)944-5014 |
| ◆ 岡山市南区市税事務所 資産税家屋係 | (086)902-3513 |